

と労働者代表

は、労働基準法第38条の

第4項に基づき裁量労働に関し、次のとおり協定する。

(対象労働者)

第1条 本協定は、次の各号に掲げる労働者(以下「対象労働者」という)に適用する。

- 1、当社において情報処理システムの分析または設計の業務に従事する労働者

(裁量労働の時間)

第2条 対象労働者に対しては、原則として会社は業務遂行の手段および時間配分の決定等に尽き具体的な指示をしないものとする。

(労働時間の取り扱い)

第3条 対象労働者が、所定労働日に勤務した場合は、所定労働時間勤務したものとみなす。

(休憩、休日)

第4条 対象労働者の休憩、休日は労働契約の定めるところによる。

(休日労働)

第5条 対象労働者が休日に出勤する場合は、労働契約の範囲内で事前に所属長に申請し、許可を得なければならない。

対象労働者の休日労働については、特に指示しない限り、8時間労働したものとみなす。

対象労働者の休日労働に対しては、労働契約の定めるところにより割増賃金を支払う。

(有効期限)

第6条 この規定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日
までの1年間とする。

平成 年 月 日

印

労働者代表

印